

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、虹橋国際開放ハブの高度化に向けた政策措置を公表

国家発展改革委員会は2023年8月16日、虹橋国際開放ハブの高度化に向けた政策措置を公表した。同政策措置は上海市西部に位置する虹橋ビジネスエリア(商務区)を中心に、周辺地域(江蘇省、浙江省、安徽省)との結びつきを更に強化すべく、越境ECや貿易・金融、産業発展、人材誘致、インフラ整備などの方面から24項目の施策を盛り込み、地域の機能強化や長江デルタ一体化戦略へのテコ入れを図るものであるとしています。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 中小零細企業に対する「一鏈一策一批」融資促進活動の展開に関する工業情報化部、中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証監会、財政部の通知
(工業情報化部など、8/1)
- ✓ 『水素エネルギー産業標準体系建設指南(2023版)』の公表に関する通知
(国家標準化管理委員会など、8/8)
- ✓ 風力・太陽光発電設備の廃棄後の循環利用促進に関する国家発展改革委等部門の指導意見
(国家発展改革委員会など、8/17)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、虹橋国際開放ハブの高度化に向けた政策措置を公表

国家発展改革委員会は2023年8月16日、虹橋国際開放ハブの高度化に向けた政策措置¹(以下、措置)を公表しました。国家発展改革委員会は上海市西部に位置する虹橋国際中央商务区(以下、虹橋商务区)を中心に、周辺地域(江蘇省、浙江省、安徽省)との結びつきを更に強化すべく、越境ECや貿易・金融、産業発展、人材誘致、インフラ整備などの方面から24項目の施策を打ち出しました。措置は『虹橋国際開放ハブ建設総体方案』の方針を着実に実行するためのものであり、長江デルタ一体化や国内外市場が促進し合う「双循環」などの国家戦略推進の一環に位置付けられています。

措置は虹橋商务区(核心部)、江蘇省までの北向延伸部(以下、北向拓展帯)と浙江省までの南向延伸部(以下、南向拓展帯)、いわゆる「一核両帯」²の発展促進に関する内容を盛り込んだ他、安徽省を含む長江デルタ地域の一体化の高度化にも触れました。措置の主な内容については以下図表1をご参照ください。

措置の公表により、上海を軸に、虹橋商务区ならではの立地優位性を生かし、長江デルタと世界を結ぶハブ機能の更なる強化が期待されています。「一核両帯」の立地状況については次頁図表2をご参照ください。

【図表1】措置の主な内容

項目	主な内容
虹橋商务区の中核的機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係国とともに国際的な電子商取引ルールを試行的に導入する。「シルクロードEC」の発展を後押しする。 ➢ より多くの貿易促進機構、商工会議所・団体を誘致する。デジタルコンテンツの流通、知財取引などの知識集約型サービス貿易の発展を加速させる。 ➢ 条件を満たす域内企業に対する人民元・外貨一本化したクロスボーダーの資金集中管理の試行を支持する³。 ➢ 民間医療機関による甲類(国家衛生健康委員会所管)の大型医療設備(重粒子線治療装置など)の調達を支持する。 ➢ 条件を満たす医療機関は『臨床緊急医薬品の臨時輸入作業方案』に基づき、一定数量の緊急医薬品の臨時輸入を申請することが可能である。
「一核両帯」の発展促進	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 虹橋商务区(一核)、北向と南向拓展帯(両帯)に位置する全国重点実験室が協働して基礎研究と技術開発を展開することを推進する。 ➢ 域内におけるハイテク企業、ICV(インテリジェント・コネクテッド・ビークル)モデル実用化ライセンスと実証実験の結果の相互承認を進める。虹橋-昆山-相城、嘉定-昆山-太倉などにおいて地域を跨いだ自動運転の公道実証実験を実施する。 ➢ 上海、蘇州におけるデジタル人民元の応用試行を支持する。 ➢ 外国人材の出入国・在留手続きの利便化を進め、域内で認める国際職業資格のリスト作成を検討する。 ➢ 虹橋商务区における総合保税区の設置、嘉興総合保税区の拡大を支持する。 ➢ データ越境移転向け専用線とサービス貿易に係るデータ移転向け専用線「服貿通」の拡充・アップグレードを進め、需要のある企業のための専用線との接続を支持する。 ➢ 域内における医学検査結果の相互承認制度を模索し、医療データの共有制度を構築する。

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202308/t20230816_1359864.html

² 北向拓展帯は虹橋-長寧-嘉定-昆山-太倉-相城-蘇州工業園区、南向拓展帯は虹橋-閔行-松江-金山-平湖-南湖-海塩-海寧から構成される。

³ 中国人民銀行と国家外貨管理局は昨年7月、上海市、広東省、陝西省、北京市、浙江省、広東省深圳市、山東省青島市、浙江省寧波市において多国籍企業を対象とした人民元・外貨一本化したクロスボーダー資金集中管理の試行の第2弾を実施するとして、多国籍企業が中国本土において域外のメンバー企業の人民元・外貨集中決済業務を取り扱うことを認める。

【図表 1】 措置の主な内容（続き）

項目	主な内容
長江デルタ地域の一体化の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 域内の海運・鉄道・空輸・陸運の輸送効率を高めるため、交通インフラの整備に注力する。 ▶ 江蘇省、浙江省、安徽省における中国国際輸入博覧会の誘致ロードショー、ビジネスマッチング活動などのイベントの実施を支持する。 ▶ フィンテックから、技術の実用化や研究開発に関するテスト、コンサルティングまでをカバーするサービスシステムを構築し、イノベーションに係る国際的な資源を集める。 ▶ 長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区（以下、長江デルタ一体化モデル区）、蕪湖（安徽省）におけるデータセンタークラスターの計算力を増強し、昆山（江蘇省）の国家スーパーコンピューティングセンターとの協働を強化する。 ▶ 重点産業を中心に、海外業務に係る知財紛争の対応メカニズムの整備に取り組む。

（措置に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 2】 「一核両帯」の位置



（上海市政府 Wechat 公式アカウントに基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

中小零細企業に対する「一鏈一策一批」融資促進活動の展開に関する工業情報化部、中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証監会、財政部の通知

(原文: 工业和信息化部 中国人民银行 国家金融监督管理总局 中国证监会 财政部关于开展“一链一策一批”中小微企业融资促进行动的通知)

工信部聯企業函 [2023] 196 号

工業情報化部など 2023 年 8 月 1 日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、財政部と連名で、各地の政策性銀行や大手銀行などの金融機関に対し、サプライチェーンにおける中小零細企業に特化した金融サービスと融資支援の提供を求める通達を公表した。通達は『中小企業の発展促進に向けた第14次五カ年計画』と『中小零細企業の安定成長、構造調整、体力強化にサポートする若干措置』の方針に基づいたものであり、サプライチェーンの強靱化と安全性の向上を意識し、サプライチェーンごとに複数の中小零細企業に対する融資を促す措置を打ち出した。
- 中小企業の上場準備をサポートする。地域的な株式店頭市場に新興成長企業向け市場「專精特新ボード」の設置を推進する。
- 各地は重点産業の川上から川下まで複数の技術力と潜在力を有する中小零細企業を選出し、サプライチェーンと業種ごとにファイナンスマッチング活動を実施し、ベンチャーキャピタルとPEファンドなどによる活動への参加を呼び込む。政府系ファンドとの連携により、民間資本によるサプライチェーンにおけるスタートアップ・新興企業へのベンチャー投資を支援する。
- 売掛債権や手形、信用状(L/C)などを担保とした商流ファイナンスの発展を促す。中小零細企業に対する為替リスクヘッジ商品や輸出取引信用保険などの金融サービスの提供を後押しする。ファイナンスリース会社は中小零細企業の設備更新などを支援するための業務開発に注力する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_3ea3ac63dd4d485c9e8af81fd5e44cdc.html

『水素エネルギー産業標準体系建設指南（2023 版）』の公表に関する通知

(原文: 关于印发《氢能产业标准体系建设指南（2023 版）》的通知)

国家標準化管理委員会など 2023 年 8 月 8 日公表

【主要内容】

- 国家標準化管理委員会（国家市場監督管理総局所属）は国家發展改革委員会、国家エネルギー局、工業情報化部、生態環境部、应急管理部和連名で、水素エネルギー産業の標準体系の整備に向けた指南（23年版）を公表した。
- 25年までに水素関連国家標準と業界標準30件以上を策定・改定することや、5件以上の国際標準を国内に導入し、国際標準を目指す案3件以上を提出することを目標に掲げた。
- 水素産業の標準体系は、①基礎と安全、②水素製造、③水素貯蔵と輸送、④水素充填、⑤水素エネルギーの応用という5大項目と20中項目、69小項目から構成されている。
- 中核標準の策定・改定を加速させる。具体的には水素コンプレッサーや水素膨張機、液化水素コンテナ、樹脂製高圧水素タンク、水素ステーション用水素貯蔵容器に加え、水素燃料品質検査方法や圧力設備診断技術要求、水素充填サービス、水素ステーションの設置などに関する標準を策定する。
- この他、固体高分子（PEM）型電解槽の技術要求、水電解装置導入の水素製造システムのエネルギー消費限定値及びエネルギー効率標準、システム性能のテスト方法、燃料電池モジュールの安全性、水素燃料エンジン、FCV衝突安全性能、FCV氷点下始動性能の試験方法などに関する標準の策定・改定にも言及。
- 水素分野における先進的な国際標準の導入を通じ、国内の技術力を高めることを目指す。産学連携で

国際標準化への取り組みを進め、国際交流と連携を強化し、水素関連国際標準の策定への参画を積極的に推進するとした。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.samr.gov.cn/bzjss/tzqg/art/2023/art_8f81df3e20ed42a0997aa8c108e9f9a5.html

風力・太陽光発電設備の廃棄後の循環利用促進に関する国家发展改革委等部門の指導意見

(原文：国家发展改革委等部门关于促进退役风电、光伏设备循环利用的指导意见)

发改環資〔2023〕1030号

国家发展改革委员会など 2023年8月17日公表

【主要内容】

- 国家发展改革委员会は国家エネルギー局、工業情報化部、生態環境部、商務部と連名で、風力・太陽光発電設備の廃棄後の再利用に関する指導意見を公表した。
- 25年までには集中型風力・太陽光発電設備の廃棄処分責任制度、循環利用基準の整備、関連技術の取得を進める。30年までにはより成熟した循環利用システムを確立し、再利用の水準を大幅に高め、再利用に関する産業クラスターを複数作り上げることを目標に掲げた。
- 発電企業が法に基づき風力・太陽光発電設備の廃棄処分や環境修復を行うことを指導する。
- 設備メーカーが設備の設計・製造段階で再生材料を優先的に採用し、廃棄設備の自主回収を展開することを奨励する。設備メーカーと廃棄物回収の専門企業の連携や、設備の回収から解体、再利用までをワンストップで手がけるビジネスモデルの構築、産業の川上から川下まで関連企業による回収と再利用・再製造、テスト・検証業務の共同展開を支持する。
- 風力発電のタワーフレーム、ブレード、発電機、ギアボックス、制御盤キャビネットなどの部材、太陽光発電の積層有機光伝導体、フレーム、ソーラーケーブルボックスなどの部材を中心に高レベルの再生利用を展開する。
- 風力発電設備の発電機、ギアボックス、主軸受などの高価値部品、太陽光発電インバータなどの重要部品の再製造を優先的に発展させる。
- 発電設備の余寿命評価や貴金属と複合材料などの回収・再利用に関する技術の研究開発を強化する。
- 関係政府部門は企業の無害化処理に対する監督管理を強化する一方、回収・再利用活動に対する金融・財政支援も強める。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202308/t20230817_1359879.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。